

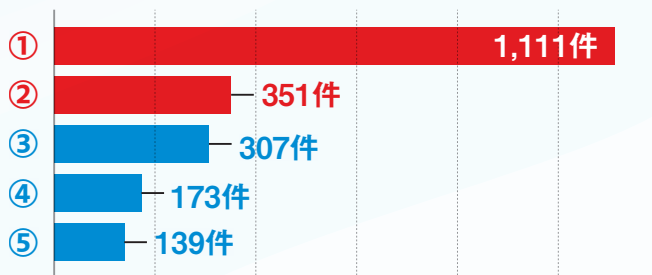
井戸水を飲用水としてご利用のみなさまへ

井戸水の約40%が 水質基準に不適合です

あなたの井戸は大丈夫!?

令和6年度県内井戸水水質検査では、1,552か所の井戸から飲用不適合項目である一般細菌や大腸菌、硝酸・亜硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素などが検出されており、飲用に適さないという結果が出ています。(R6年度検査井戸数：4,341か所)

R6年度茨城県内で検出された不適合項目



健康関連項目：①一般細菌・大腸菌、②硝酸・亜硝酸態窒素等
生活上支障関連項目：③色度、④鉄、⑤濁度

県内の井戸で検出された水質基準項目

●PFOS・PFOA

※令和8年4月1日から
水道水質基準へ引き上げられました。

人工的に作られた有機フッ素化合物で、環境中での残留性や発がん性など健康影響の懸念から国際的に規制が進み、現在では日本を含む多くの国で製造・輸入等が禁止されています。

水に溶けやすいが分解されにくい性質をもち、茨城県内でも河川や地下水から検出されています。

●一般細菌・大腸菌



汚水や糞便による汚染の可能性があり、有害な病原菌が混在することもあります。

●硝酸・亜硝酸態窒素及び 亜硝酸態窒素



窒素肥料や汚水などが原因となっており、乳児に影響があるとされています。

自分や大切な人の健康を守るために

安全な水道への加入または

1年に1回以上の水質検査を行いましょう!

安全な水道に加入しましょう!!

水道は浄水場で川の水や地下水に含まれている不純物を取り除き、塩素によって殺菌を行い、水道法によって定められた52項目の水質基準を検査し、きれいな水にして皆様のご家庭に送り届けられます。

令和6年度時点で、茨城県に住む県民の95.3%が水道に加入しています。

【上水道転換支援事業】

県では、飲用井戸から上水道への切り替えに関する支援を行う市町村等に対して補助を実施します。(1件あたり最大6万円)

詳細のご相談はお住いの市町村の水道担当課にお問合せください。

上水道に加入されていない方は、安心して利用できる上水道に加入しましょう。

市町村連絡先↓



上水道転換支援事業について↓



PFOS・PFOA

よくある質問

▶水質基準はどんな基準?

⇒PFOS・PFOAの合計で50ng/L (ng (ナノグラム) は10億分の1g) です。

これは、体重50kgの人が水を一生涯にわたって毎日2リットル飲用したとしても、この濃度以下であれば人の健康に悪影響が生じないと考えられる水準を基に設定されたものです。

▶基準値を超えた水を飲んだけれど大丈夫?

⇒基準値の50ng/Lを多少超過している水を飲んだとして、直ちに健康に影響が出るものではありませんが、県では、50ng/Lを超えた水の飲用を控えるよう呼びかけています。

PFOS・PFOAの健康への影響については、国において引き続き調査や研究が進められています。

▶茨城県内の上水道は大丈夫?

⇒県内の上水道は、全市町村等で検査を実施しており(水源が県企業局からの受水のみ)の市町村含む)、暫定目標値(50ng/L)を超過していません。

(令和7年12月末時点)

PFASに関するポータルサイト(環境省)↓



井戸水を飲用水として使用する場合は水質検査をしましょう!!

- 井戸水を飲用水として使用する場合は1年に1回以上の水質検査を実施し、安全に飲用できることをご確認ください。

※知事の登録を受けている水質検査機関一覧は右記二次元コードよりご確認ください。

- 水質検査の結果、水質基準に適合しなかった場合や、飲用井戸の衛生管理等については、下記団体にご相談ください。

- ・市にお住まいの方…お住まいの地域の市役所
- ・町村にお住まいの方…お住まいの地域を管轄する保健所

知事の登録を受けている水質検査機関↓



お問合せ先

◆茨城県政策企画部 水政課

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6 TEL.029-301-3431

<https://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/seiei/suido/seiei/suido/index.html>

HPはこちら

